

基準器制度

1. 目的

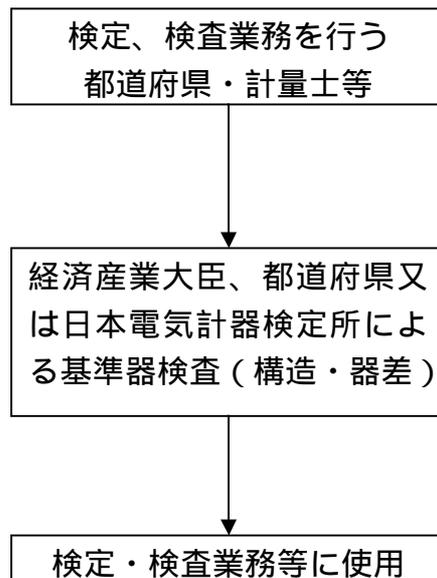
計量法における検定等の特定計量器検査の信頼性を確保、維持するために用いる計量器について一定の精度を保つことを目的とする。

2. 根拠条文

計量法第102条～第105条

3. 制度の概要

検定等の特定計量器の検査に用いる計量器について、基準器検査に合格した計量器でなければ、検定・定期検査・計量証明検査・製造事業者における自主検査等に使用することができないこととするもの。



4. 見直しの契機

昭和41年 基準器の対象の見直し

平成5年 基準器検査の対象となる計量器の検査、受験者等についての範囲を特定

平成11年 基準器検査の器差の確認について、認定事業者が行う計量器の校正をもって代えることができる制度を導入